

第10回九州学生陸上競技新人選手権大会 駐車場利用について

本大会に車（自家用車やマイクロバス、大型バス等）で来場する場合は、以下の点に注意すること。この内容が守られていない車を発見した場合は、然るべき措置をとる。本大会に車で来場する際は、あらかじめ十分に確認しておくこと。

1. 島原総合運動公園（以下、運動公園という）内において、車の駐車場所として使用できるのは、以下の【競技場周辺図】に示された①～⑤の場所である。それ以外の場所（運動公園内の道路の路肩等）には駐車しないこと。図に「×」で示されている場所にも駐車できるスペースがあるが、庭球場利用者専用の駐車場であるため、駐車は禁止である。
2. 駐車場所①は、大会役員および競技役員（学生審判・補助員は含まない）、各大学のバス専用の駐車スペースがある。各大学において、マイクロバスや大型バス等を使用して競技場まで来場する場合は、駐車場所①に駐車すること。自家用車等も駐車することができるが、大会役員および競技役員、各大学のバスが優先して駐車できるようにするため、誘導係の指示に従うこと。
3. 運動公園内において、駐車場所として確保できるスペースには限りがある。駐車することができなかった場合は、周辺のコインパーキングに駐車する等、運動公園外に各々で駐車場所を確保するようにすること。
4. 保護者による自家用車での送迎等、人の乗り降りのみを行う場合は、駐車場所に駐車せず、運動公園内の道路の路肩等に停車させてもよい。ただし、できるだけすみやかに行うようにし、長時間の停車はしないこと。ただし、マイクロバスや大型バス等の場合は、人の乗り降りも駐車場所①または⑤にて、妨げにならないように行うこと。
5. 駐車する際は、各駐車場所の出入り口から見て奥の方からできるだけ詰めて駐車すること。
6. 本連盟は、大会当日の駐車場所等における車の破損や盗難等といったトラブルに対する責任は一切負わない。
7. 大会当日は、各駐車場所等に誘導係を配置しているので、その指示に従うこと。



- ①大会役員・大型バス用
- ②大会役員（学連役員・島原市・長崎陸協関係）
- ③～⑤一般用

※ 大会運営上の都合により、「第9回九州学生陸上競技新人選手権大会 駐車場利用について」の内容を変更する場合がある（大会期間中を含む）。

※ 以上の内容以外でも特別に競技役員や誘導係から指示があった場合は、必ず従うこと。